

第 15 号

直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について

令和2年度から令和5年度までにおいて国が施行した直轄災害復旧事業について、当該事業に要した経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

八代市

事業名	負担すべき金額
直轄災害復旧事業（八代平野地区）	5,971,009円

氷川町

事業名	負担すべき金額
直轄災害復旧事業（八代平野地区）	22,834円

（提案理由）

令和2年度から令和5年度までにおいて国が施行した直轄災害復旧事業に要した経費の一部を市町に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。